

令和8年度安城市小中学校児童生徒学校給食費無償化事業について (安城市立小中学校在籍の場合)

●安城市立小中学校に在籍する児童生徒の給食費を無償化します。手続きは必要ありません。

●安城市立小中学校に在籍し、食物アレルギー等の理由で学校給食を恒常的に欠食している児童生徒につきましては、給食費相当分の補助金を交付します。申請手続きは下記のとおりです。

◆補助要件（①かつ②に該当）

①該当する児童生徒の保護者の住民登録が安城市にある。

②申請日時点で安城市立小中学校に在籍し、アレルギー等の理由で学校給食を恒常的に欠食している。※

※アレルギー等の理由とは、食物アレルギーや身体的理由などにより給食の提供を受けない場合をいいます。その他具体的な理由については、総務課給食係までお問合せください。

※欠食とは、あらかじめ申し出たことにより給食の提供を中止した場合をいいます。

該当する場合であっても、申請がなければ補助は受けられません。

◆補助金額…欠食数×給食単価（小学生：300 円、中学生：350 円）※給食単価は変更になる可能性があります。

◆申請方法…在籍する小中学校を経由して、下記書類を教育委員会総務課給食係へ提出してください。

・安城市小中学校児童生徒学校給食費等に関する補助金交付申請書（様式第1）

◆申請先…安城市教育委員会（在籍小中学校を経由※）

※事情により在籍小中学校を経由できない場合は直接教育委員会への提出も可

〒446-0045 安城市横山町下毛賀知1 3 番地 1

安城市教育委員会 総務課 給食係（郵送可）

◆申請期間…随時受付致します。（申請月の翌月から交付対象）

◆交付決定…補助金交付決定者へ別途通知しますが、補助対象期間は申請書提出日以降の同年度内での交付決定期間となります。補助金額は、実績報告書及び在籍する小中学校から提出される給食実施簿（児童生徒における給食実施状況が分かる書類）を確認し最終決定します。

◆支払時期…年度末までに提出いただく実績報告書に基づき、翌年度の 5 月までに支払います。

◆注意事項…今年度補助対象の方で、翌年度も条件に当てはまる方も改めて申請が必要となりますのでご注意ください。

交付対象となる期間の開始月の前月末日（開始月が4月の場合安城市立学校の給食開始日前日）を期限として申請が必要となります。

年間で交付を受けるためには、令和8年4月13日（月）までに申請が必要です。

（郵送の場合は消印有効）

☆安城市公式ウェブサイト「望遠郷」に、申請書および記入例を掲載しております。ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

担当 安城市教育委員会 総務課 給食係 TEL (0566) 71-2253